

始

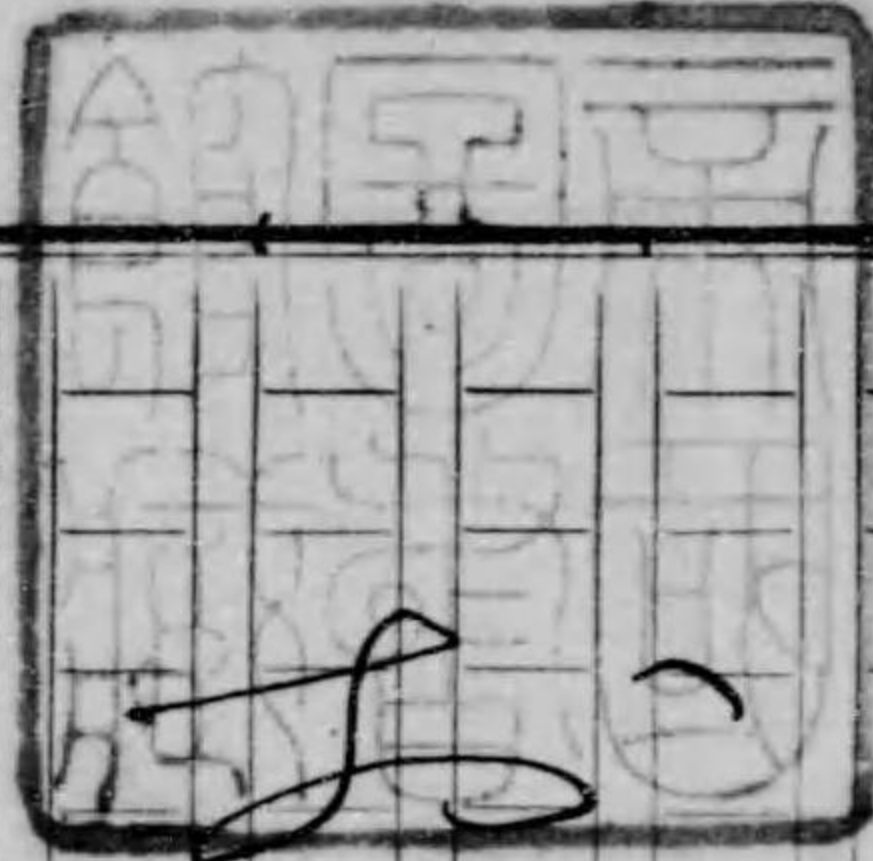




18  
491

18  
491





めす

巧拙敬人

木原香雪著

大正  
14.6.16  
寄贈

英者寄贈本





おめさなしかた

ねむたま 春の末 夜明けの ねむ

りさましにや おめなれ する

みれて 春さ 又「鏡」の みた

きさき さふく 冊子の 綴り

まーた 捨つるゝ 惜しい ほど

でも あつたせんが 捨て難く



Blank lined page for writing.

て 好むに 愛し 好むに 好むに  
繁の 同好 繁の 同好 繁の 同好  
の 代を あり 繁の 同好 繁の 同好  
大正十一年六月十日

高 山 浮 生 堂  
巧 拙 兼 之  
五



おめす

目次

國家經濟ノ危機救済ニ就イテ献策 一

(内閣總理大臣 各大臣宛 書留郵送)

大藏大臣ニ寄セテ金輸解禁ヲ促ス 七

(濱口雄幸殿へ書留郵送)

内閣諸公ニ呈シテ米政ヲ痛論ス 九

(加藤高明殿へ書留郵送)

國語假字遣選定及漢字節減省略ニ関シテ 一九

(岡田良平殿へ書留郵送)

民法反対論 二三



貴族廢止 貴人設置論

二七

前科時効論

二九

司法大臣横田千之助閣下ニ呈シテ

三一

(書翰郵送)

死刑廢止論

三三

全國皆兵論

三五

青山會館ニ於ケル〇〇席上演説

三九

東京足代同業組合<sup>大會</sup>席上演説

四三

同 役員會席上演説

五一

おめい 目次尾



國家經濟ノ危機救済ニ就イテ敎策

私人大正十三年七月頃カラ強毎月ノヤウニ國家經濟ノ危機ヲ説キ救済ヲ請ヒ 時ニ或ハ意見ヲ献ジテ株納ヲ仰キマシメケレシモ未タ御実行ナク 其内ニ國家ノ經濟狀態ハ益々疲弊ヲ増シマレテ 今ハモ一危機ニ瀕シテ居マス 其現象ノ顯著ナルモノヲ挙グルバ

一 資本家が事業ヲ短縮或ハ休止シテ居ルコト

二 労働者が四分の一休 半休 全休シテ居ルコト

三 金融が梗塞シ 金利が高イコト

此マ、ニ放ツテ置キマシメタナラ 復興ドコロデナラ 復旧スラモ覺束ナキ次第デアリマス 斯クテハ 上ハ 復興ノ聖旨ニ副ヒ奉ルコトモ出来マセズ 下ハ 萬民ノ



途半歩ニ苦ムヲ如何ニ致シマセウカ 此處一番大莫斷ヲ以テ 最後ノ手段ニ訴ヘラレンコトヲ 懇囑致シマス

大正十四年五月二十八日 木原番啓

内閣總理大臣加藤高明殿閣下執事  
内閣各大臣全部殿閣下執事

所謂最後ノ手段トハ

左記第三項及其實行方法デアリマス

- 一 為換相場引上策ハ、種々献策致シマレタケレド、ドフモ實行難ト見エマスカラ、當否見合セマセウ
- 二 金貨輸出解禁ノコトモ是亦種々ノ事情ノ為メ實行難トアリマスカラ、當否見合セマセウ
- 三 全國各地ノ物價及學僱賃金ヲ大正十四年七月一日

カウ各地各品トモ其時價ノ半額ト制定シ最ニ勵行セシメ度イノデアリマス

此第三項ノ實施方法トシテ

- 一 左記別項案文ノ旨ノ勅令ヲ奏請發布スルコト
- 二 此勅令ニ關スル政令案ヲ制定シ四則ヲ附記シテ之ヲ全國ノ各市町村ヘ送レナク配布シ速ニ之ヲ市町村會又ハ便宜成ルベク多数ノ民意ニ問ハシメ六月廿五日ヲ限リ此案ニ對スル市町村會ノ決議又ハ便宜問ヒ得タリ民意ヲ復命セシメ其結果ニヨリ本案ノ可否ヲ決定シ可決ヲ得バ直ニ之ヲ如法ニ取計ラヒ 七月一日ヲ期シテ實行スベキコト

倒幕復古 或ハ血河骨山ノ慘ヲ演シ 立憲議政 或ハ古



端火ヲ吐クモノ 故山蓋世 横死ヲ恐レズ 今ヤ世界的  
ニ野界ハ危機ニ瀕ス 之ヲ救済セントスルモノ 豈容易  
ノ業ナラシヤ

却ニ諸公ノ公憤ヲ發シ決死的断行ヲ期待ス 懇囑ス

大正十四年五月廿八日 木原香齋

内閣總理大臣名、各大臣名、執事

勅令(集)(左記別項)

朕國家經濟ノ狀勢ニ鑑ミ物價調節ノ急ヲ要スルヲ惟ヒ有  
司ニ命ジテ善後ヲ策セシム再臣民克ク朕カ旨ヲ體シ毫モ  
癘藏スル處ナシ其思フ所ヲ盡シテ舉國一致ノ籌ヲ固メ以  
テ國家ノ福祉ヲ増進センコトニ努メヨ

大正十四年六月一日

御名 御璽

内閣總理大臣 各 大臣 各







ナクモ金輪解禁ノ英断ニ出テ 遂ニ之ヲ取返ヘシタリ  
 弗ト傍ハ爾來此ノ頃ニ於テ 我國~~英~~ガ金輪ノ禁ヲ解カズ  
 爲ニ國ト弗トノ均衡ヲ失フコト甚シク 之ニ因ルルノ  
 我國~~英~~ノ損害ハ頗ル多クナルモノアリト云フナラズ 施テ  
 金輪ノ梗塞ヲ軍國ニシ 財界ノ涸竭ヲ誘起セシトスルニ  
 至ラシハ 豈慨嘆ニ堪エザラシヤ  
 閣下至公 幸ニ余ガ意ヲ諒シ 速ニ金輪解禁ヲ實行シ  
 國利ヲ獲テ増進セシコトヲ圖シ 至囑懇託不宣ニ衆  
 大正十四年五月十六日  
 木原香雪

内閣諸公閣下ニ呈シテ 批政ヲ痛論ス  
 内閣諸公閣下 前來数々書ヲ呈シテ 時艱ヲ説破シ之  
 ガ救済ノ策ヲ献ジ 其實行ヲ促ス 今ヤ帝國議會新ニ開  
 カテ 未ダ幾何ナラズ 財 政 共ニ究地ニアリ 何タ  
 ル亡狀ゾヤ 假ニ其梗概ヲ舉ゲテ之ヲ論ゼン  
 露國トノ外交ハ果シテ遺憾ナキヲ得タルカ 彼ガ罪惡  
 ヲ宥恕スルハ 或程度マテハ可ナルベキモ 我損害ヲ  
 賠償セシムルノ輕キニ失シ 隨ツテ我ノ損害ヲ重キニ  
 負セシメ中ニ就イテ 我國民ニ及ボセシ 個人損害ノ  
 至大ナルモノアリシヲ 未ダ之ヲ放下シテ 何等賠償  
 スル處ナク 其生命ヲ失ヒタルモノハ 遺族ヲ慰撫スル  
 が如キ 是モ重要ナルコトナラ 尚ホ強シナク行ハレ



長らぐ 少数ノ虧損ヲ受ケタルモノモ 其償ニ於テモ  
 甚カ粗漫ニ 其量ニ於テモ甚カ多カラズ 到底虧損ノ  
 窟シキニ適シタルモノニアラスト聞ク 諸公ハ今後此  
 等ニ対シテ 如何ニ處置セントスルカ  
 彼ノ露貨異常ノ騰落ヲ示スヤ 曾テ西比利亞ニ出稼シ  
 テ 三ヶ年間勤儉力行シ 邦貨ニ換算シテ 数千圓ヲ  
 貯蓄シタル大工職アリ 彼ハ之ヲ揮クテ歸國シ 一家  
 ヲ營マント企テタルガ 恰モ政変ノ為メニ露貨ノ騰落  
 スルニ會シ 歸國セントシテ銀行ヨリ引キ出し 之ヲ  
 邦貨ニ引換ヘタルニ 僅ニ五拾圓シカク受ケテ  
 シニ當惑シ 此位ノ少額ニテハ トアモ家ヲ成スノ資  
 トスルニ足ラズ サリトテ今後此地ニ止マリ 如何ニ

12 25

勤儉力行スルトモ 一ヶ年ニ於テ數圓ノ貯金ヨリ出来ル  
 ルベキヲ推算シ 意ヲ決シテ歸國ノ途ニ就キシモ 船  
 中ニ呻吟患シテ遠方ナラ 思ヒ詰メテ遂ニ投身自  
 殺ヲ計リ 身ヲ躍ラシテ海中ニ投身セリ 至偶其ノ船  
 中ニアリ (船名ヲ鳳山丸ト云フ、俾羅洲浦塩ヲ積シテ  
 救費ニ航スルモノ) 投身セシ處ノ位置ハ 瑞津沖ノ邊  
 ナリシカ 船員等ノ執誠ト 救斂ナル傷ニ依ツテ 救  
 助スルコトヲ得タルモ 彼カ三ヶ年ノ勤儉力行ニヨリ  
 テ貯蓄セシ數千圓ハ 遂ニ報イラレズシテ 露國政変  
 ガ故ニ與ヘタルモノハ 眞實ト呻吟ト 自殺ノ決心ト  
 投身等ノ 諸ノ薄命ノ如クシテ如何セシ  
 此一事既ニ露國ノ政変ガ 我邦ノ個人ニ及ボセシ損害



ノ欲ル多クナルモノアルヲ知ルニキルベシ 其他ニ  
 類スル或多ノ個人獨官ヲ調査シ 之ヲ露改存ニ支拂  
 テ 其賠償ヲ求メ得タルヤ否ヤ  
 邦人ノ露改存乃至露國ノ軍事、教育等ニ携ハリシモノ  
 コレテ 同じ露國ノ反対側ノ為ニ苦メラレ 單ニ燃料  
 ノ支拂ヲ停止セラレシニ止マラズ 種々ノ苦境ニ臨シ  
 ラレ 甚ニキニ至ツテハ 露國ニ監視セラレタルモノ  
 スラアリ 此等ノ結果、慰撫等ハ 全ク酬イラシタル  
 モノナルベキハ勿論ナルニ 其手、酬イラシガハ露  
 露大使ノ本邦ニ就任スルヤ 第一着ノ事務トシテ 此  
 種損害賠償ヲ要求セラレ 之が處置ニ躊躇セシコトス  
 ラアリ 何等ノ失態ゾヤ

米國トノ外交ニ於テ 邦貨ノ擔保ガ 三十七弗ニ下  
 之テヨリ以來 再ニ再々其ノ回復策ヲ獻ジタルモ 未  
 ガ全ク用イラズ 爲ニ一旦四十二弗マデ引返ヘシ  
 ル回光モ 又々下向イテ今日四十一弗ノ慘狀ニアリ  
 之ヲ往年ノ五十弗乃至五十四弗ニ比セバ 殆ンド隔  
 世ノ感アリニアラズヤ 其ノ回復策ノ如キハ 數回ノ  
 獻策ニ依ツテ殆ンド之ヲ盡シタリ 其回復ノ不能ハ  
 策ヲ用イザルニ因ス 改革ハ何ヲ苦シテ他ノ熟識ヲ採  
 納セズ 獻策ヲ斟酌セズ 徒ニ我自我ノ見ヲ固執シテ  
 累ノ國民ニ及ブテ虞ラザル  
 米國トノ外交ハ之ニ止マラズきやなだノ排日ノ如キ  
 正ニ是レ非人道ノ甚シキモノ 米改存ガ邦人ヲ愚弄シ



欺瞞し 殊に至ラザルナキ 寧ろ人類トシテ交際スル  
 ノ價值ナキモノ之ヲシモ尚ホ覺ラズ 此ノ之ヲ文明  
 國ノ紳縉トシテ交際スル 我内閣諸公ノ意ヲ諒解スル  
 之甚ク 藩公宜シク開國當時ノ史ヲ讀ケ 中ニハ  
 七里江山付大羊 ト語ヒシ志士モアリ 中ニハ  
 紫雲聖眼大猫番 ト怒リシ勇兒モアル 中ニハ  
 中脛粉ノ身ヲ以テ朱唇ヲ突キ鐵血ヲ奉ケテ終シカ人  
 類トシテ交ハルニ足ラザルヲ雄辯達達スルモアリ  
 娼婦酒本 瀬リノ二人ノ如キ是モ痛忍ツ極メタルニ  
 アラズヤ 藩公ヲシテ娼婦藝妓ニモ及バズ 遊巡大羊  
 ノ蹂躪ニ任ゼシトセシタルノ時 彼ハ後  
 山ハ割ケ 海ハ瀉ルニ類シ 邦人ニ各ザクルニ米穀ヲ

各ヲ以テシ 邦人ニ纏ハレタルニ米兵ノ衣ヲ以テシ  
 歸化權ヲ與ヘテ立派ニ出陣セシメナガラ 甲冑ヲ脱シ  
 テ衣冠ヲ着シム今ヨコ至リ 急ニ此等ノ殊勲者ヲ忘レ  
 歸化權ヲ取捨シタルニアラズヤ 吾人ヲシテ云ハシメ  
 バ 欺瞞百出 毫毛節操ナキ彼等ヲ文明國人トシテ待  
 遇スルガ爲メニ 偶此語ヲ生ズルガ故ニ 爾來米國ヲ  
 待ツニ大羊ヲ以テシ 吾人類ハ彼等大羊ト伍スルコ  
 トヲ耻ヅルノ風習ヲ馴致シ 日米交際ハ陽ニ文明對等  
 ノ如クスルニ 陰ニ人犬ノ交際ト心得 他日何等カノ  
 機密ヲ持テ 此ノ事象ヲ公表シテ 或ハ國交斷絶ニ至  
 ルモ決シテ遺憾ナカラズ  
 或ハペリノ幼穉ヲ殺シ 或ハカヲ以テ開國ノ師父ノ



如クニ誤解せんモノ多シトセザルモ 彼が欺瞞ノ最モ  
 深廣ナル所歟ナリシコト 今ヨク至ラテ遺憾ナク 刺殺  
 露見セシヨ見レバ 最モ早何等ノ疑フベキ處ナク 彼等  
 シ指シテ大羊トナセシ 昔々志士ノ眼識ノ高遠雄大ナ  
 心 今更ニ欺服ノ外ナクシテ 想ハシム  
 持老所歟ナリキ、上海事件ノ如キ 諸公コシテ無扶無  
 為ナラシカ 米兵ハ何等ノ忠悫ナク 廣東ヲ占領シテ  
 得々々ニ至ラシ 寧ニ斯ノ如クナラバ 隣善日本ノ  
 國辱ニアラス中 諸公ハ最モ 近キ支那ノ保護ヲスラ最  
 優ニ付シモリ 最モ遠キ米兵ノ蹂躪ニ任セトスルカ  
 事カシ事急ガ 皆其相持ノ引込ニ関スルコトスラ心  
 分カズ 他日邦ハ四十はテ 刺ウシモ 知んバ 刺ウザルニ

至ル 折角ニ四十二巷ニテニ引下ゲシ 邦ガ 四十巷ヲ  
 刺リテ又元ノ三十七巷ニ至ラバ 諸公 何ノ面目ア  
 ヲテ世界的經濟界ニ正視スルコトヲ得ヤ  
 善隣支那ノ世説ハ 愛隣 愛近ノ意味ニ於テ 既未ニ先  
 ガチテ日本が焼クモ何ノ怪カシ處ガアルカ 下谷が燒  
 ケルニ 現草ノ消防隊が遠慮シテ居ル間ニ 品川ヲ  
 駈付ケヌラバ ソレが順調ト云ハルベキカ 支那ノ野  
 蠻ニハ 英佛ヨリモ 伊墾ヨリモ 眞是ニ日本が駈付ケ  
 ベキヲ 順當トス 況ニヤ米兵西廣ヲ占ムルモ 日兵未  
 々おテガルガ如クニバ 彼が欺瞞騙詐ニ陥リ 彼が愚  
 弄ニ甘ンズルガ如クニバ 免ルベカラザルノ數ナリ 斯ク  
 テモ 諸公ハ 否お 改權ヲ放ルニ 吝ナレカ 噫



米露ノ対策ニ就イテハ別ニ言フ建テ一呈スル處アリテ歐  
 必<sup>ル</sup>ニ<sup>シ</sup>トノ事ニ於テハ未ダ一編ノ纏マリタルモノナシト  
 然モ時々ノ變遷ニ隨フテノ意見ハ時々ニ於テ既ニ獻言ス  
 ル處ノモノ<sup>ノ</sup>如シ 幸<sup>ニ</sup>諸公ノ採否如何ニアリ  
 諸公 身ヲ殺シテ仁ヲ為セ 身ヲ全ウシテ事ヲ為サント  
 セバ 單ニ成ラザルノミナラズ 成スベキ方針ヲ立  
 ツベクナズ 宜シク義勇奉公ノ念ヲ勵マシ 醫骨ヲ併セ  
 テ之ヲ 君國ニ獻ゼラレシコトヲ 呈囑々々 多蒙  
 大正十四年五月十日 本原番書  
 内閣總理大臣、各大臣宛  
 貴府南院議長宛  
 別ニ譯ニ對策大臣宛ノ對策案アリテ存案ニ記セズ

國語假字遣選定及漢字部撤者略ニ關シテ  
 大正十四年二月七日 時事ニ感ズル處アリ 善後ノ策ヲ  
 内閣總理大臣加藤高明受 文部大臣岡田良平兼陸院議  
 長沈<sup>リ</sup>家達毅 專<sup>ニ</sup>議院議長粕谷義之毅ノ名義事ニ呈ス  
 聞<sup>カ</sup> 此時國語假字遣ノ選定セラレタルモノヲ見ルニ  
 頗<sup>ニ</sup>平易簡明ニシテ 要ヲ得タルモノ、如キモ 根本源  
 源ヲ誤リ 多大ノ訛失ヲ表明スルハ遺憾ニ堪エズ 今其  
 ノニ之ヲ指摘シテ善<sup>ク</sup>考<sup>テ</sup>之<sup>ヲ</sup>改<sup>メ</sup>セシ  
 一 ずト<sup>ハ</sup>總テ<sup>ハ</sup>准<sup>テ</sup>フ<sup>ト</sup>セリ 然<sup>ラ</sup>バ  
 遺物ハつけものトシテモ 奈良漢ハならづけト書カ  
 ズシテならずト書クベク 藤原ハふぢづるト書カ  
 ズシテふぢずるト書クニ至ルベシ



二 目出度モ赤めぐたくニアラズシテめせたくトナリ  
 ベク 田鶴モたづニアラズレテたすトナリ 味味林  
 モみりんがきニアラスレテみりんがきトナリ 林咲相  
 交フテ分別スベカウガニニ至ラザルヲ保セシヤ  
 三 川ハ井ノ如キ いたよトナリ いたい いたい  
 ヲ いう いう いう いう いう いう いう いう  
 キ する する する する する する する する  
 アラス中  
 其他此類ニ至シカウガ 便宜之ヲ探極セハ 無量無邊ニ  
 シテ際限ナカラシトス 壹層汎ナラズル 宜シク國語ハ  
 其ノ意ヲ正シニシ 其ノ意ヲ正シニシ 其ノ意ヲ正シニシ

九 特ニ音讀ニ注意シテ 清濁宜シキヲ制セハ 五 韻  
 口ニ隨フテ出テ 音ニ準ハテ流シ 宜モ意フコト  
 國語ノ假字遣當偏私ナラズヤ 宜シク國民ノ  
 言讀ヲ調整シ 言讀ソノマカ 直ニ假字遣トナレニ至  
 ラシメヨ 然ラバ假遣ニ於テ滯滞スル處ナク 錯誤スル  
 處ナク 宛然トシテ言葉 書言 句軌 一 輒 之モモ違ハ  
 ナカシト 諸フ試ミヨ  
 漢字ニ至ツテハ 普通日用ノモノハ之ヲ節減スルモ障支  
 ナカラズモ 別ニ專門研究ノ必要アリ 支那ハ同種ノ民  
 ニシテ 國土ヲ交錯シ 國語ノ往來モ亦頻繁ナリ  
 ラス 日出ノ天子ト 日没ノ天子トハ 三千年ノ長キ若  
 昔ナラノ交際アリ 日出國ノ民ト 日没國ノ民トハ 三



十年ノ久キ交際アリテ近時益々善隣ノ交際ヲ訂シ相  
 援護スルヤヤンザイノ防衛ニ當ラントノ盟約アリ此ノ  
 膠州ノ交際ニ於テ他ノ文物 且土 産物ヲ根知シ  
 膠州の諸事ノ知能ヲ得ルガ爲ニハ 是れトモ漢文ノ素學  
 ナキヲ得ズ 此意ヲ得テ余ハ却之肉回周平 廣池千  
 九郎西君ノ執誠ニ敬服シ 其ノ恩惠ニ均感シ得ルヲ欣  
 幸トスルモノナリ 諸公宜シク勇擡事比ノ美ヲ得ルコト  
 一變則道ノ如ク得ヨ 然モ是レ諸公當ルノ任務ニアラズ  
 中 中ニ捧納ヲ請フ 懇款至屬 幸文之旨

民法及討論

本論ハ明治二十三年ノ拙著(三十三字號十三行約壹千貳  
 百餘頁ノ冊子)ニ於テ詳論セリ 要ヲ摘メバ 日本民法  
 ハ 父子兄弟 其他ノ親族モ 時トシテ 法ニヨリテ相  
 争フコトヲ得ルノ制アリ 予ハ專ラ此制ニノ之及対スル  
 モノナリ  
 人ハ情ニ生ク 情ナクシバ人ニアラズ 理智ハ如何ニ長  
 スルニ 情義ナクシバ 人生ヲ如何ニセシ 然ルニ  
 國ノ民法ニ於テ 人情ヲ離レ 理智ニ偏シタル條項ヲ立  
 テタルハ 既ニ人ニ適用スベキ法律タルノ性格ヲ失シテ  
 ルモノト云ハザルヲ得ズ 故ニ余ハ 繳頭 繳尾 此点  
 ニ及対スルモノナリ



法ヲ作りしモノ之ヲ辨じテ曰ク曰 我國ハ西洋諸國ト交  
 際シテ、法律ノ完備セザルヲ指彈セラシ 爲ニ治外法  
 權ヲ適用セラシツ、アリ 是レ一種ノ國辱ニアラス  
 吾人ハ深ク此辱ヲ受クルヲ憾トシ 專ラ此辱ヲ除カ  
 かるニ 彼が認メテ完備トスベキ條項ヲ整へ 以テ彼  
 ニ提示シ 其諾諾ヲ俟テ 茲ニ漸ク治外法權ノ耻辱ヨ  
 リ消シ 自由平等ノ國トナレリト  
 何ゾ知ラシ 彼我國體ヲ同じウセズ 道德ヲ同じウセズ  
 人情ヲ同じウセズ 風俗ヲ同じウセズ 其同じウセザル  
 處カ 即チ是レ日章旗國ノ 蕙國ニ對絶セル所以 其同  
 じウセザル處カ是レ 我ノ大ニ彼ニ誇ルベキ所以ナラズ  
 中 法 依リシ人ニシテ 若強イテ彼國情ニ一致スベキ

法ヲ作ラズハ 治外法權ノ不利ヲ見ルノ故ヲ以テ 我國  
 體ヲ忘シ 我人情ヲ忘シ 我風俗ヲ忘シテモ 彼國  
 情ニ一致シ 彼國人が認メテ以テ心ヲ安メズベキ法  
 作ラザルベカラズト爲スハ 是レ對ノ辱ニ頭ヲ削リ  
 靴ノ爲ニ足ヲ削ルモノニ同じカラズヤ 如何ニ專意ノ對  
 ニモセヨ 頭ヲ削リテモ之ヲ被ルノ必至ハアラズ  
 如何ニ良キ靴ニモセヨ 足ヲ削リテモ之ヲ穿クノ必  
 至ハナカラズ 此意味ニ 於テ 余ハ民法ヲ作り人ハ單  
 ニ眼前ノ小支障ヲ除クことトシテ 千萬里外ノ大支障ヲ忘  
 レタルモノナリ 治外法權ノ不利ヨリ免レシガ爲ニ  
 國體破壞ノ大不利ヲ忘レタルモノナリ 國情惡化ノ大  
 不祥ヲ忘レタルモノナリ



法ヲ用イルノ人々 救<sup>ニ</sup>此<sup>ニ</sup>意<sup>ニ</sup>留意シ 法條ハ下モ角  
 高角ノ部大イニ手加<sup>レ</sup>放<sup>レ</sup>以<sup>テ</sup>此<sup>ノ</sup>弊<sup>ヲ</sup>救<sup>フ</sup>ル  
 ト企<sup>テ</sup>シハ 余ノ愚<sup>ク</sup>救<sup>フ</sup>ル<sup>ル</sup>處<sup>ニ</sup>シテ 法<sup>ヲ</sup>作<sup>リ</sup>シ  
 モノ、止<sup>ム</sup>テ得<sup>ザ</sup>リシ心<sup>ヲ</sup>救<sup>フ</sup>ル<sup>ル</sup>處<sup>ニ</sup>シテ 竟<sup>シ</sup>其<sup>ノ</sup>死<sup>文</sup>ヲ  
 活<sup>カ</sup>シタ<sup>レ</sup>モノナリ サレド  
 根本<sup>ノ</sup>淵<sup>源</sup>ニ一<sup>点</sup>ノ汚<sup>濁</sup>アルモノ 千<sup>萬</sup>里<sup>ノ</sup>流<sup>域</sup>ニ於<sup>テ</sup>  
 曾<sup>テ</sup>根<sup>絶</sup>ス<sup>ル</sup>處<sup>ナ</sup>ク 適<sup>シ</sup>此<sup>ノ</sup>缺<sup>陥</sup>ニ乘<sup>ジ</sup>タル 所謂<sup>ノ</sup>行<sup>者</sup>  
 主義<sup>者</sup>ナルモノ 國<sup>號</sup>ヲ忘<sup>シ</sup> 國<sup>情</sup>ヲ忘<sup>シ</sup> 世<sup>國</sup>ノ思想<sup>ヲ</sup>  
 ヲ入<sup>レ</sup>シ 宣<sup>傳</sup>シ 思想<sup>ヲ</sup>惡<sup>化</sup>ノ因<sup>ヲ</sup>爲<sup>ス</sup> 泉<sup>源</sup>一<sup>滴</sup>ノ毒<sup>ヲ</sup>  
 ハ 流<sup>レ</sup>テ此<sup>ノ</sup>巨<sup>萬</sup>ノ民<sup>ヲ</sup>殺<sup>ス</sup>ニ至<sup>ル</sup> 世<sup>情</sup>ヲ覺<sup>ル</sup>ベ<sup>ク</sup>  
 ンヤ (赤<sup>虎</sup>)  
 大正十四年三月十八日 本<sup>居</sup>香<sup>堂</sup>

貴族廢止論 貴人設置論  
 天地<sup>ガ</sup>人<sup>民</sup>ヲ生<sup>ス</sup>ルヤ 豈<sup>貴</sup>賤<sup>ノ</sup>別<sup>ヲ</sup>爲<sup>サ</sup>ンヤ 賢<sup>愚</sup>貧<sup>富</sup>  
 富<sup>ノ</sup>岐<sup>ル</sup>ル<sup>ニ</sup>及<sup>ン</sup>デ 賢<sup>富</sup>ハ之<sup>ヲ</sup>貴<sup>ビ</sup> 愚<sup>貧</sup>ハ之<sup>ヲ</sup>賤<sup>ム</sup>  
 ノ俗<sup>ヲ</sup>成<sup>ス</sup> 茲<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>カ 始<sup>メ</sup>テ貴<sup>賤</sup>ノ別<sup>アリ</sup> 故<sup>ニ</sup>  
 貴<sup>賤</sup>ハ單<sup>ニ</sup>其<sup>個</sup>人<sup>ニ</sup>專<sup>屬</sup>シ 其<sup>家</sup>族<sup>ニ</sup>及<sup>バ</sup>ズ 世<sup>貴</sup>貴<sup>族</sup>  
 アラ<sup>ン</sup>ヤ  
 天地<sup>ノ</sup>間<sup>ニ</sup>貴<sup>族</sup>ナシ 豈<sup>人</sup>民<sup>ノ</sup>間<sup>ニ</sup>貴<sup>族</sup>的<sup>ノ</sup>法<sup>ヲ</sup>立<sup>ツ</sup>ル  
 コトヲ得<sup>ン</sup>ヤ 故<sup>ニ</sup> 貴<sup>族</sup>制<sup>ハ</sup>速<sup>ニ</sup>之<sup>ヲ</sup>破<sup>シ</sup> 之<sup>ヲ</sup>廢<sup>ス</sup>  
 止<sup>ス</sup>ベシ サレドモ 個人<sup>ニ</sup>秀<sup>ズ</sup>ルモノアラバ 特<sup>ニ</sup>  
 之<sup>ヲ</sup>貴<sup>バ</sup>ザ<sup>ル</sup>ベ<sup>ク</sup>ラズ 衆<sup>ニ</sup>秀<sup>ズ</sup>ルトハ 智<sup>ニ</sup>モ 富<sup>ニ</sup>  
 モ 德<sup>ニ</sup>モ 體<sup>ニ</sup>モ 總<sup>テ</sup>平<sup>人</sup>ノ爲<sup>ス</sup>能<sup>ハ</sup>ガ<sup>ル</sup>的<sup>能</sup>力<sup>アリ</sup>  
 ルモノハ 皆<sup>貴</sup>人<sup>ト</sup>シ<sup>テ</sup>之<sup>ヲ</sup>尊<sup>敬</sup>シ 之<sup>ニ</sup>聽<sup>従</sup>セ<sup>ザ</sup>ル<sup>ベ</sup>



カウズ 是に於てカ 始メテ貴人ノ制ヲ設置スルノ要アリ  
附記 (未完) 大正十四年三月十八日 木原香雪

天皇及皇族

天皇ハかみミレテ ヒトニアラス 皇族ハかみのやから  
ミレテ ヒトのやからニアラス かみハ神格ナリ 上ナリ  
ヒトハ 人ナリ 比等ナリ 我國ハ

天皇ノ統御ニ依ツテ建チ 統御ニヨツテ治マリ 萬古不

易ノ神國ナリ 神人豈之ヲ同一視スベケン 天白土ハ實ニ

最上無比尊ナリ 無上尊貴ナリ 天皇ノ族ハ皇族トシテ

位 天皇ニ亞ガ 皇ヲ補翼シ 時ニ或ハ之ニ代ハルコ

トアリ 神人ノ別ハ三千年來ノ歴史ヲ有シ 永久ニ継族

スベキ 萬國無比ノ國體ナリ 之ヲ論ズルモ既ニ畏シ

前科時効論

大正十四年三月十八日 木原香雪

人ノ罪ヲ犯スヤ 其心理狀態ノ異常ナル時ニ於テスルモ

ノ多シ 故ニ犯罪後ニ至ツテ 悔悟懺悔セバ 減刑 或

ハ執行猶予ノ規定アリ 其既ニ犯シテ 逃匿シ 拿獲ス

ルモノニ於ケルモ 亦一定ノ期ヲ過ギテ尚逮捕ヲ免ルハ

時ハ 世既に之ヲ忘シ 法モ亦其罪ヲ問ハザルノ規定ヲ

設定セリ 寔ニ然ルヘキ道理ナリ

然ルニ 一旦裁判ヲ經テ 罪ニ服シ 刑ヲ終ヘ 再ヒ社

會ノ人トナリ 謹慎多年 毫モ惡念ヲ生ズルコトナク

世ノ信望モ少カラザルニ至リ 尊故サエモ受クルニ及ブ

モ 法ハ之ヲ抹消スルノ規定ナク 前科者トシテ輕蔑シ

偏厚シ 甚シキニ至ツテハ 之ヲ疑猜スルモノニア



リ 是レ刑外ノ刑ヲ課スルモノニアラザルナキヲ得ンヤ  
 故ニ予ハ 刑録ノ人ヲ待ツニモ 決シテ之ヲ精疑スル  
 コトナク 全然白紙的態ヲ以テセシトヲ希望スルモ  
 ノナリ 而シテ其時効ヲ定ムルノ標準ハ 彼ノ罪ヲ免ル  
 ベク 逃竄シタレ時ノ時毎ノ如ク 罪ノ輕重ト 犯罪ノ  
 情ト 刑ヲ受テ時態ト 刑ヲ終リテ後ノ狀態等ヲ計  
 酌シ 適宜ニ定ムル可トス 此期間ヲ無事ニ  
 其期間ヲ定ムベシ 刑ヲ終ヘタルモノ 此期間ヲ無事ニ  
 経過シタル代ハ 全然刑ヲ受ケタルコトナキモノト同ジ  
 シ 前科ノ記録ヲ取消シ 前科者タルコトヲ忘ルベシ  
 斯クシテ 法ハ其均衡ヲ得タルモノニアラズヤ  
 學者高島者、精査ヲ經テ 實行ス之ノ日ヲ待ツ

12 25

司法大臣横田ノ如ク閣下ニ呈シテ  
 無雙國賊難波大助ノ死處分ヲ論ズ  
 大正十三年十二月八日 布衣大原香雪書ヲ横田司法大  
 臣閣下ニ呈シテ 無雙國賊難波大助ノ死處分ヲ論ズ  
 閣下 彼ハ空前ノ奸賊 其ノ死刑ニ處セラレ、因ヨリ  
 其處ナリ 其ノ死處ノ如キ 宜シク空漠 虚寂ノ地ニ處  
 シテ 他ヲシテ之ヲ知ラシメザルヲ當トス 何トナレバ  
 くりすとノ十字架ニ釘殺セラルヤ 彼徒ハ却ツテ之  
 ヲ聖堂トシ くりすとやんノ精神ノ源泉トスルニ至ル  
 是カ僧ノ如キ 難波ノ骨スラ 之ヲ削リテ 一符ノ材  
 敷ニ供スルモノナリ 甚怒ニ至ルカラズ  
 赤化ノ徒 或ハ大助ノ骨ヲ食之 之ヲ思想越吹ノ標的



ニ利用シ之ヲ南化宣傳ノ靈符ニ代用シ之ヲ赤化ノ神  
 ノ持地トシ之ヲ赤化宣傳萬能ノ靈符ニ供セシヤモ知  
 ンカウズ。實ニ斯ノ如クシバ是レ一犬靈符ハテ萬  
 犬靈ヲ吠ユルノ比ニアラズ。或ハ全世界ヲ震盪スルガ如  
 キノ幻影ヲシトセズ  
 果せん哉 其北亞ヲ震盪スルモノ一ニニ四五  
 六名ヲ出し尚ホ續々トテ止マザルニ至リ友人相  
 口重々々氏ニ囑シテ之ヲ彼が墓標管理區域ハ管理署ニ  
 ン千住等其の署名スル 金等が現存セシ南千住等署名長ニ送  
 寫モシメシモ 竟ニザルモノ如シ  
 宜シク時時ニ檢テ或ハ収拾 或ハ放棄 誰人ヲレテ  
 甚慮在リ知ラシメザランコトニ如クメヨ 木原香雪 敬上

12 25

死刑廢止論

人ハ自己ノ任意ニ 人ヲ作ルコトヲ得ズ 豈人ヲ殺スノ  
 權利アラシヤ 故ニ死刑ハ不法ノ行為ナリ  
 國家ナルモノアリ 自己ノ存在ノ為ニ法ヲ作り 法ヲ以  
 テ人ヲ殺スノ不法ヲ制定ス 國家ト雖トモ 不法ヲ行フ  
 心キコトヲ 法條ニ制定スルハ不可ナキヲ得シヤ 法ヲ  
 以テ不法行為ヲ認ムルガ如キ 實ニ是ヨリ甚シキ不法ア  
 ラシヤ 故ニ曰ク 死刑廢止スベシト

大正十二年三月二十六日

木原香雪







利ヲ立獲得シ 國光ヲ顯揚スルコトヲ得たり 是レ國民性  
 ノ起ラシムル所也 ト云フモ 誰カ異議ヲ唱フルモノヤラ  
 二ヤ 果シテ然ラバ 常備大兵ヲ要セズ 宜シク軍國ノ  
 数ヲ激減乃至皆無トナシ 平時ハ故ジテ 他ノ官公吏  
 教員 農 工 商 其他ノ業ニ就カシメ 一朝有事ノ時  
 ニ及レテ 徴シテ兵スルコトヲ得ベカウシム 平時  
 ニ於テ十二分ノ 軍事教育ヲ施シ 極メテ少数ノ常備ヲ置  
 イテ事ヲ遠シ 有事ノ時ニ於テハ 其大小輕重ヲ計リ  
 若大ヲ要セバ 國國民ノ總ヲ盡シ 悉ク兵後ニ送ハシム  
 ベシ 然カモ 國民ノ壯盛 今日直ニ之ヲ爲シ得ベキニヤ  
 ラズ 先ヅ今後ハ 小學校ノ生徒ヨリ始メテ 専兵操練  
 ヲ教ヘ 其卒業ニ至ルマデニ 步兵科全部ノ訓練ヲ受スルベ

一 田子ハ中學校ニ於テ 騎 砲其他各種ノ兵種ヲ分チ  
 之ニ適スルモノヲ以テ 各種ノ強班シ 女子ハ高等女子  
 校轉入シテ 志願者ニ限リ兵種ニ適シテ訓練ヲ受スル  
 シ (女子ノ騎兵ノ如キハ 本ニ於テモ亦之ガ實驗ヲ見タ  
 リ 成績佳良 然レド田子ヲ凌駕スルモノヤラザリシ  
 ヲ觀ル 是レ長列征伐ノ時ナリ) 大学生ニ至リテハ 將  
 校ニ必要ナル知識ヲ訓練シ 體力ノ訓練 氣世ノ鍛錬等  
 有形 無形ニ大蓄ヲ成就シ 他日ノ用ニ備フベシ 此場  
 合ニ於テモ 女子ハ之ヲ徴發セズ 希望者ノ志願セ  
 シメ 而シテ教育ニ關ラベシ 有事徴發ノ際ニ於テモ  
 先ハ高等國ノ男子 丁年以上 停年以下ヲ以テ之ニ充テ  
 女子ノ如キハ 徴發セズ 志願者採用ノ程度ニ止ムベシ



ナリ是し女子ハ家政ノ煩アリ 産兒ノ特別任務ナリ  
 言認モ女子ノ任務タルガ如ク 種々ノ点ニ於テ男子ト  
 異ニスルモノナレバ 志強者ニテラスレバ 勿レガ  
 シ制トス  
 是レハ一國長シ省キ 沖ニ國民高武ノ氣概ヲ發揮ス  
 三國富強ノ基ヲ開ク 沖四島ニ對シテ多大ノ善  
 ヲナス 沖五島兒ノ健康ヲ利益ス 斯クノ如ク 各種ノ  
 利益アル最良 至善ノ方法ナリ  
 其細則ノ如キ人 有司ニ於テ便宜制定セバ可ナリ  
 大正十二年三月二十六日 木原香登

青山會館ニ於ケル玉川ゴム倉足袋株式會社  
 創立總會席上演説  
 大正十四年六月三日午前十時 東京市赤坂區青山南町  
 六丁目ナル青山會館ニ於テ 玉川ゴム倉足袋株式會社  
 創立總會ヲ行フ 會スルモノ無慮一百五十名 余ハ操  
 觚者トシテ 特ニ創立委員長ノ招待ヲ受ケ 席ニ列シ  
 タレモノナリ 總會ニ必要ナル各種ノ事項ヲ了リ 正  
 午休憩 慶時三十分ヨリ余ノ演説ニ入ル  
 おめでたう 私ハ本會社ノ創立總會ニ参加シ 多クノ意  
 見ヲ陳ベロトノ貴意ニヨリ 此ノ演壇ニ立テ得マシタ  
 トテ光榮トシ 感謝ノ意ヲ表シマス カテ  
 物價高騰 金銀梗塞 特ニ足袋業界不振ノ際ニ於テ 好



勇氣ヲ喚起シ 金銀ヲ翫ルニ 以テ時艱ヲ救済セントノ  
 目的ヲ以テ反抗的勇氣ヲ鼓シテノ 本會社ノ創立ハ 特  
 ニ他ノ好景ニ乘ジ 一儲ケセント企ツルモノニ比シテ  
 創立委員諸士ノ困難モ 想ヒ遺ラレ 奮勇者諸士ノ勇氣  
 モ尊敬ニ堪エマセン 斯クテ比較的迅速ニ 比較的強固  
 ニ今日ノ創立會ヲ見ルニ至リマシタノハ 單ニ創立委員  
 諸士ノ僥望ト 奮勇者諸士ノ勇氣トガ 期セズシテ一致  
 時艱ノ救済テフ 一種執奮的ノ事業ニ對ツテ 斯ク  
 急速ノ結果ヲ来シタノデアリマセウ 此意氣ヲ以テ進マ  
 シタナラバ 或ハ業界ノ難關ヲ打破シ 業界ノ幸福ヲ順  
 熟セシメ 業界ノ燈明臺トナラシメ 永ク業界ヲ照耀シ  
 業界ノ期望ヲ受ケラレノ日ニ 不遠キニハアリスルマ

揮

イ 此意味ニ於テ 私ハ本會社ノ成立ヲ祝福致シマス  
 諸君 宜シク堅忍不拔 勇往邁進 以テ此意氣ヲ發揮シ  
 斯業績ヲ顯揚シ 余ガ期待ヲシテ 一日モ早ク之ガ實  
 現ニ努メラレシコトヲ 目ヲ創シテ待チマスガ 併シ十  
 カウ いそがずば ぬれざらばしや 友びとの あと  
 ずりほろく のちのむらさめモアリマスカラ 火音喚成  
 ノ語ノ如ク 或ハ徐々トシテ倦ミシズバ 千里ニ達セウ  
 ルノ日 却ツテ擡振タルモノヨリモ早カラシ 要ハ後  
 急共ニ其宜シキニ従ハルニアラン 茲ニ函々ヲ布イテ  
 會社ノ前途ヲ祝福致シマス 萬歳 萬歳 萬々哉







テ祝願ノ辞ヲ致セトノ懇望 實ニ名譽ノ至デアリマスガ  
 誠學無才 年バカリ取ツタ私ニ ソレが出来んカ  
 事マイカ 覚えナガラマ一遣ッテ見マセウ  
 おめでたう 最前カウ皆振方ガ 何シモ私ノ云ヒサウナ  
 事ハ 皆云ツテマハシマシタカウ 私ハモ一唯 おめ  
 てたうノ外ハアリマセシガ ソレデハ餘リニ曲ガアリマ  
 セシカラ 何か一ツ少シナリトモ 皆サテガ云ハシナ  
 カ方面ヲお説ヒ申シマセウ 永年勤績ガ 風教地ヲ拂ツ  
 タウロコ行ハレ ソレガ而カモ 百鬼以上ニ遠スルト云  
 フコトハ 實ニ美ノ極デアリマシテ 垂範 示典ノ大ナ  
 ルモノデアリマスガ 是ニ勤メタモノバカリノ功績デハ  
 アリマセン 勤メサシタ方ニモ同ノ功績ガアリマス

勤メタモノ短ヨリ忍隱自電 寒暑ヲ凌ギ 風雪ニ堪エ  
 喜怒哀制シ 哀喜ヲ節シ 憂懼ヲ忍ビ 怒情ヲ抑ヘ  
 辛意美ヲ逃脱シテ 十五年以上乃至七年以上ニ及ビタ  
 モノ 誠ニ忍ブベカラザルニシテガアリマセウガ 之  
 ヲ勤メサシタ方ニモ亦 之ト同ノ七情ヲ節制シ 寒暑  
 風雪ヲ凌駕シ 忍ブベカラザルニシテガ實績ハアリマセ  
 ウ 此意味ニ流テ 私人被表彰者モ高イガ 不表彰者モ  
 被表彰者ツ出シタ家ノ場主 店主等ニ止マラズ 内政ヲ  
 統轄スル主婦ノ如キハ 大イニ預カウテカアモモノト思  
 ヒマス コソ且那ハ忍ツタリ 又醉拂ツ時 或ハ怒ツ  
 張りテ仕業ニ終ヘズ 今迄ソノ退轉シヤウト思ツタ時  
 妖艶ナカミサシガ 一杯飲ンデ蟲ヲ殺シテト 五兩札ノ



一札モ出しテ失しリヤホロリトナツテ其コツクモ  
 ナラズ又通フ氣ニモナシト云フ風ナコトヲ聞キマス  
 此ノ主婦ノ如キ時ニ或ハ一厘半錢ヲ失しストモ  
 一酌半盞ノ酒テモ茶デモ快ク失シテ慰撫サシテ見  
 んトマシザラデモ無イコトニナリ野中ノ芳情ニヨツ  
 テ却候ユレモノカト氣張ルモノモア知ラレガ是  
 ハ決シテ芳情デナイ喜心ノ至誠ナラバコソ人ヲ喜カ  
 スノカヤんモノ天地鬼神サエモ喜カス人ヲ喜カシ得  
 ナイ迄邪ハナイ若シモ喜カオカウタラソレコソ初原  
 不棄ノ芳情デハナイカ喜心ニシテ哀樂ニシテ喜心ニ  
 口増ニシロ徳ニシロ之ヲ喜セシメ之ヲ抑ヘシム  
 ルモノ決シテ芳情ノ限ツタモノデナイ喜節制ノ法ニ

12 25

シテ思シキヲ得ハ福ヲ轉ジテ福ト為ス決シテ難イモ  
 ノデムアリマセシ此言ハ之於テおみさんノ英氣切  
 タヤンノ寝惚酒儀チヤンノ小供ノシイしぐさ皆是  
 レ勤積ノ行ニ大ナル関係ガアリマス今ハノ表紙式ニ  
 リソノ美後ノ純品ガ如クシテ後進ナ材料カラ来ヌトハ  
 ドナタモ思ヒモ初メラナイ處デアリマセウガ私ハ切  
 ニ此事ヲ肝膽ト思ヒ永劫者ヲ出サシメ家ノ咎サマニ  
 対シテ被表彰者同様に表紙ノ意ヲ表シ併セテ感謝ノ  
 裁ヲ為シマスソレカラ  
 星野サシノお代現ニ一言御言致シマス原料高ノ弊  
 史金麩糞ヲ採運近所リデ少資家ノ敗亡ニコシナ不  
 吉ノ聲ガ別ん處ニ聞コエマス實ニ以テ寒心ノ至リ此



故骨ノ一方はトシテハ曩ニ本年一月七日 浅草公園一直  
 ち旋テ 御本人ノ見舞サレシモお説クシテシテ お頼  
 せしマシタカ 御一人ノ思ハル様こそ 急こハ違じ難  
 イモト見エテ 未だニ其及應モ見セシガ 今日ハ又  
 別ニ意見ヲ呈シ 棟納ヲ請ヒタヤト思ヒテス  
 手塚十左衛門ハ略シテシテ 大要ハ 今日ノ物價が高キコ  
 失シテ是ルヤラ 斯カレ現象ヲ見テス 宜シク今日ノ物  
 價ヲ返シテ 迄シド本額ニマデスレバ 物價がお高キカ  
 ラ 外國カヲ買ヒニ来ル 外國ノモノハ高イカラ由國人  
 ハ買ハナイ 買ハナイ事レカラ 出取トナシノが當分  
 出取ナラバ 外國ノお金が輸入セラレ、 輸出ナラバ 禁  
 ルが輸入ナラバ 禁じナイ 勿キ金幣解禁トナリ 高橋如彦

12 25

が上がウラ 五十萬ハ大丈夫 同時ニ十萬モ大丈夫カ  
 ウナルト 毎月 黄金が諸外國カラ 日本へ流入スル  
 使ヒ抑レヌ絶トナシ 利子が下ガレ 仕事が忙シクナ  
 ル 遊レデ長ムモノハ一人モナイ 實ニ牡丹餅ヲ類焼ノ  
 旨イお福デハアリマセシカ 一説ニ物價が下ガレバ金貨  
 かつまるト云フモノモアリマスガ ソレハ世界的經濟ノ  
 現狀ヲ知ラナイ 斯人ノ夢デアリマス 私ハ未ダ六十ニ  
 歳ノとあつぱデアリマスガ ソレデモ私ノ十二回歳後米  
 一石が 驚ク勿レ金四日ト五十銭 米價へ出後シテ大イ  
 ニ儲ケ 出稼成金ヲ威張ツテ歸ルヌモノガ決山アリマス  
 云テハ日本が最高價國 米價ナシカ別ニ 採白セストモ  
 日中ノ米價へ出稼スルモノハアリマス



斯ウイフ際際ト 斯ウイフ理迄トデアリマスカウ 星野  
 サレニ此言ヲ御座ルギ下サウテ 良好方便ニヨリ 紳衆  
 行下サレヤウ 例ノ 老爺が申シタト お留へ下サイ  
 カテ 皆サレノ お言葉タシ足袋ハ おおしヲ包ム財布  
 テアリマスカウ 財布産トモニフベキ皆ヤテガ 良好又  
 良好ナ上ニ 別シテ良好ニシテ 唇ノ接ケナイ 締リノ  
 イノ財布トシテ 國家ノおおしヲ包ムニ思ハルケノモノ  
 シ振エテ頂キタイモノデアリマス 総リニ合ラ一ツ  
 おめでたう サヨナラ

東京足袋同業組合役員會席上演説  
 大正十四年一月七日午後三時 東京足袋同業組合役員會  
 ヲ 東京市浅草區浅草公園内 一直割意匠ノ千疊敷ニ開  
 キ 新年交款ノ宴ヲ張ル 席上ニ於テ 東京實業聯合組  
 合會々長星野錫氏ノ演説アリ 會場内清島善氏ノ答辭  
 アリ 余モ来賓ノ一員トシテ席ニ在リ 起テ祝規シテ曰  
 ク (要旨ノレヲ記ス)  
 おめでたう 星野サンノ演説ノ中ニ 環火善後ヲ察ス  
 ベク 僅ニ七百萬圓ノ低貸借入ヲ為シ得タ トノ事デ  
 アルガ 寔ニ御苦勞千萬 感謝ノ至リガアリマス  
 サテ 非僅ニ十八万トハ 何タレ奇現象デアリマセウ  
 カ アレガ五十万トナリマシタウ 其美観ハ決シテ少



シアリマスミイ 今彼ノ債易が 十億五千萬圓トシテ  
 之ヲ三十萬圓トシテ 換算スルト 之ヲ五十萬圓トシテ  
 ハ 其數實ニ一億二千六百萬圓トシテ 之ヲ五十萬圓  
 換算スルモ 尚ホ二億五千二百萬圓トナリ 之ヲ三十  
 萬圓ト換算セバ 更ニ三億三千五百萬圓トナリ  
 四國銀行トナルニ 善慶尚ホ二億五千二百萬圓  
 ヲ藏入シテ 我東京支店後惣資本トシテ 僅々七百萬  
 圓トシテ 對シ 是ニテ十六倍ノ大數ヲ示スガ  
 カモヤ 而カモ此レハ債務トシテ 是ハ剩餘デアリク  
 スレバ 七百萬圓ハ少額ナレバ 低利タリトモ附加レ  
 テ 返還シナケレバナリトセシカ 二億五千二百萬圓  
 ハ 之ニ三十六倍モルニ 是ノ大金ナレバ 元モ救済セ

12 25

ズ 利子モ拂フコトが 難クセシ 唯震火ノ御見舞ト  
 シテ 申渡ケタラシイテハアリマセシカ 之ニ就キテモ  
 東京足袋の業連名ハ一千人ニ餘ル多額ノ存立ヲ有セウ  
 シ 實業地産聯合會ハ 更ニ一 大キシテ 百三十六  
 個組宛 十五萬人ノ大勢カヲ有レテ居ラリ 其ノ十  
 五萬人ノ大勢カヲ 自ぬニ振り舞ハシ得ラリ 慶ノ  
 會長星野サシガ 幸ニ今此比席上ニ臨マレテ 而カモ  
 新聞ヤリ報光ヤリ 精々奮勵セラシタ努力ノ功績ヲ報  
 告セラシタカフ 更ニ星野サシニ向ツテ 此ノお説ヲ  
 實現化シテ頂クベク 大志者ヤ 外務省ハ勿論 日本  
 銀行トモ 其代トモ 十二ノ交渉ヲ遂ゲラレ 吾人ノ  
 爲ニ二億五千餘萬圓ノ大儲ヲサシテ頂キ ソシテ以テ



我東京ノ復興ニ資シ 東洋第一ノ大都會ヲ築キ上げテ  
 徳興ノ聖日ニ副ヒ奉リ 下ハ英民ノ慰安ヲ十二カニ策  
 取リテ 國利ヲ福ヲ増進シ 金城湯池ノ隆宏豪壯ヲ得  
 セシメンコトヲ 御迷惑ナガラ 義ヲ見ルニ勇ニシテ  
 仁ヲ為スニ邁タル 十五萬ノ統領星野錦サシニ 懇請シ  
 テ止マナイノテアリマス  
 茲ニ東京是當日蒙徳有 及因徳ニ役是諸士ノ萬歳ヲ壽  
 キ 榊原諸星ヲ祝福シ 併セテ福利増進ノ途ニ向ツテ  
 奮進スルコトヲ懇請スルコト件ノ如シ 終ニ今一ツ  
 おめがたう  
 木原香雪

12 25

# おめがた 全壹冊

大正十四年六月十五日編輯  
 著作ハ各編毎ニ年月日ヲ付記  
 ス全部自作ナリ

本籍 大阪市西區鞍下直一丁目八番地  
 現住 東京市外南千住町下谷通新五十八番地

著作 編輯人

通称 木原 恒太郎  
 別号 木原 香雪  
 巧拙 散人



15  
441

12  
25



終